目　　次

校歌・開校よろこびの歌……2
校章の由来・教育目標……3
生徒像・校訓・毎日の反省……4
生　徒　心　得……5
図書館の利用について……9
諸証明書の発行,諸届・諸願について……10
生 徒 会 会 則……11
生徒会会長選挙規定……13
異常気象時における対応……14
交通ストの際の登校について……15
地震における心得……16
南海トラフ地震に関する緊急時の対応について……17
弾道ミサイル発射によるＪアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合の対応について……18
日本スポーツ振興センターの災害共済給付について……19
学校外の相談機関……20
諸届・許可欄……21

愛知県立
半田東高等学校校歌

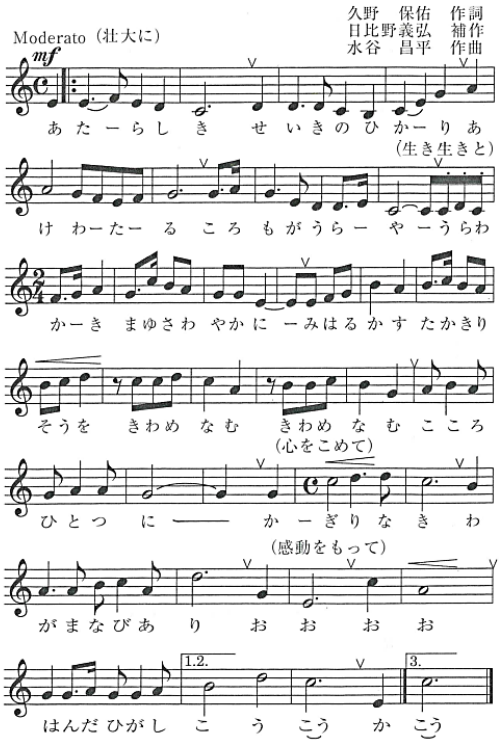

愛知県立半田東高等学校校歌

久野　保佑　作詞
日比野義弘　補作
水谷　昌平　作曲

1　新しき　世紀の光
明けわたる　衣が浦や
うら若き　眉さわやかに
みはるかす　高き理想を
究めなむ　心一つに
限りなき　わが学業（まなび）あり
　おお　おお　半田東高校

2　かぐわしき　生命（いのち）の息吹（いぶき）
満ちあふる　緑の丘や
たくましく　足ふみしめて
揺ぎなき　剛（つよ）き力を
鍛えなむ　心一つに
たゆまざる　わが努力（つとめ）あり
　おお　おお　半田東高校

3　はるかなる　飛翔（ひしょう）の歴史
上池に　群れ寄る鴨や
明日の日の　夢はぐくみて
青春の　潔（きよ）き誇を
貫かむ　心一つに
かがやける　わが希望（のぞみ）あり
　おお　おお　半田東高校

半田東高等学校
開校よろこびの歌

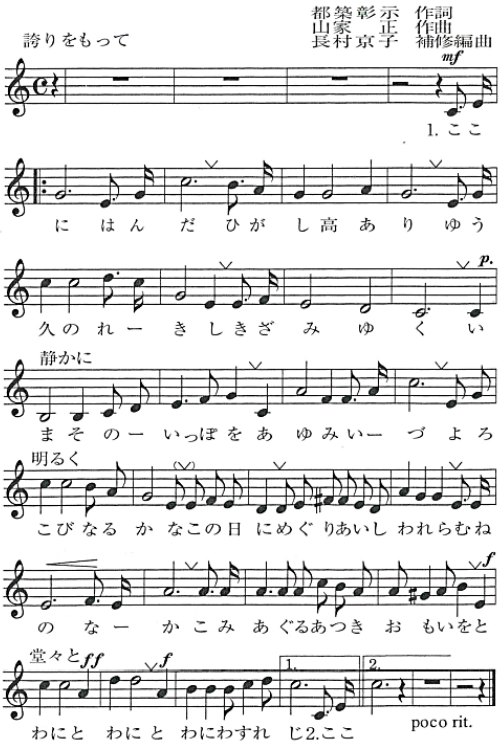

半田東高等学校
開校よろこびの歌

都築彰示　作詞
山家　正　作曲
長村京子　補修編曲

1　ここに半田東高あり
悠久の歴史刻みゆく
今その一歩を歩みいづ
歓びなるかな
この日にめぐり逢ひし我ら
胸の中　こみあぐる熱き想ひを
永遠に忘れじ

2　ここに半田東高あり
若人のま直（すぐ）なる息吹（いぶき）
今上池に充ちわたる
幸せなるかな
この地にあひ集（つど）へる我ら
一心不乱　いつの日もかくあるべしと
固く誓はん

校　章　の　由　来

未来へ向けて斬新，単純を旨とし，校名の「半田東高」の 4 文字を組み合わせた象徴的表現である。

中央の円とそれを貫く一直線は，校訓の「一心不乱」を表す。

教　育　目　標

知・徳・体の統一ある人間形成に努め，国家，社会，人類の発展に寄与するすぐれた人材を育成する。

生　徒　像

１　己を鍛え
　　たくましい一生の基礎となる
　　気力と体力のある生徒
２　己を鍛え
　　立派な一生の基礎となる
　　学力と徳のある生徒

校　　訓

一心不乱
己を鍛えよ　気力，体力，学力と徳

開校記念日　11 月 1 日

毎日の反省

〈五省（五誓）〉

今日一日，
１　気力に欠けることはなかったか。
２　進んで体力を鍛えたか。
３　励んで学力を身につけたか。
４　何事も心をこめて行ったか。
５　恥ずかしくない一日であったか。

生　徒　心　得

１　学　習

下記の事項に留意し勉学に励む。

（１）　始業の合図までに授業の準備を整える。

（２）　授業には予習をして臨み，復習も行う。

（３）　体育時には，学校指定の体育着を着用する。

（４）　家庭学習を計画的に行う。

（５）　学業と関係のない物品の持ち込みを禁ずる。

２　考　査

考査には厳正な態度で臨み，最善を尽くす。

（１）　考査中には，南側前から出席番号順に着席する。

（２）　机上には筆記具のみとし，机の中は空にして，かばんや用具類は廊下北側に整頓する。

（３）　考査中の物品の貸借を認めない。

（４）　考査中は筆記用具以外の物品はすべてかばんへしまう。

（５）　考査中質問のある場合には，挙手をして指示を受ける。

（６）　正当な理由がなく考査を欠席した場合は，その科目の評点は平常点のみとする。

（７）　不正行為は厳禁である。又，考査の公正さを妨げる物品（携帯電話など）の持ち込みは不正行為とする。

（８）　考査時間割りの発表から考査終了までは，職員室，準備室への入室はできない。

３　出欠席

安易に欠席・遅刻をしない。

（１）　正当な理由がなく欠席，遅刻，早退，欠課をしてはならない。

（２）　病気，けが等で欠席又は遅刻する場合は，事前に保護者から担任に届け出る。

（３）　遅刻した場合は，職員室で入室許可を受ける。

（４）　早退，外出等の場合は，理由を担任に申し出て許可を得る。

（５）　親族の死亡による忌引日数は以下のとおりである。

ア　親族の死亡‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥５日以内

イ　祖父母，兄弟姉妹の死亡‥‥‥‥‥‥‥３日以内

ウ　曾祖父母の死亡‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１日

エ　おじ，おばの死亡‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１日

オ　その他の同居家族‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１日

カ　父母の年忌‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１日

（６）　次の場合は欠席扱いとしない。

ア　親族の死亡による忌引
イ　校長の許可する各種行事への参加
ウ　校長の承認する入学，就職試験
エ　災害（台風，地震等）により出校できない場合
オ　出席停止扱いの感染症（学校において予防すべき感染症）にかかった場合

（７）　前項(6)の場合も出席できなかった科目は欠課となる。

出席停止扱いの感染症

第一種　エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルク病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る），中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る），特定鳥インフルエンザ（病原体の血清亜型がH5N1及びH7N9に限る）

第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く），髄膜炎菌性髄膜炎，百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核，新型コロナウィルス感染症

第三種　コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症

４　日　課

日課

（月・水）

予　鈴	８：30		
Ｓ　Ｔ	８：35	～	８：45
１　限	８：50	～	９：40
２　限	９：50	～	10：40
３　限	10：50	～	11：40
４　限	11：50	～	12：40
昼　食	12：40	～	13：15
５　限	13：15	～	14：05
６　限	14：15	～	15：05
７　限	15：15	～	16：05
清　掃	16：10	～	16：20
Ｓ　Ｔ	16：25	～	16：30

（火・木・金）

予　鈴	８：30		
Ｓ　Ｔ	８：35	～	８：45
１　限	８：50	～	９：40
２　限	９：50	～	10：40
３　限	10：50	～	11：40
４　限	11：50	～	12：40
昼　食	12：40	～	13：15
５　限	13：15	～	14：05
６　限	14：15	～	15：05
清　掃	15：10	～	15：20
Ｓ　Ｔ	15：25	～	15：30

教育コースは火曜日に７限を行うことがある。

	5期考査後～3期考査前	3期考査後～5期考査前
下校時刻	17：30	17：00
部活動延長	18：30	18：00
完全下校	19：00	18：30

５　通　学

（１）　通学は制服を着用し，所定の位置に校章バッジを付ける。学生証を携帯する。

（２）　８時30分（予鈴時）までに登校し，校歌放送時には教室に入室する。

（３）　防寒具，防寒着は，　季節に応じて正しく着用する。規定は設けない。

（４）　通学用靴（運動靴は除く）と靴下は制服の一部分として捉え，色やデザインを選択することが望ましい。

（５）　タクシーや自家用車での送迎は原則禁止。けが等の事情により送迎を要する場合には，担任に申し出る。

（６）　自転車通学希望者は，担任を通して生徒指導部に許可を得る。以下の事項を守ること。

①　防犯登録をし，許可ステッカーを貼る。

②　雨天時は雨カッパを着用する。

③　自転車整備を怠らない。

④　二人乗り，無灯火，傘さし運転，右側通行は厳禁。

⑤　駐輪場の指定の場所に整然と駐車する。

⑥　イヤホンステレオ，携帯電話等の使用は厳禁。

（７）　土日祝日ならびに長期休暇の部活動への登下校時と平日の下校時のジャージ（学校指定または部活動で統一して購入したもの※個人購入は不可）の着用を許可する。

６　許可願い・届の提出

（１）　海外旅行については，旅行届を提出する。
　　※学生割引証交付願いは，旅行届に添える。
（２）　印刷物の発行・掲示・配布は，生徒指導部に申し出て許可を得る。
（３）　学校の施設・設備を破損した場合は，直ちに破損届を提出する。
（４）　感染症にかかった場合には，速やかに担任に申し出る。

７　清楚で品位ある身だしなみ・行動を心がける

（１）　視界を遮るような学習環境の妨げになる髪型にはしない。
（２）　制服の変形や頭髪の加工は禁止する。スカート丈は膝中心を基準とする。
（３）　ジャケット着用時は，ネクタイまたはリボンと校章（バッジ）をつける。
（４）　冬服と夏服の移行期間は設定しない。
（５）　入学式と卒業式は白色のカッターシャツを着用する。
（６）　学校指定の服装で通学できない場合には，服装に関する許可を申請する。
（７）　挨拶を励行する。
（８）　人格を尊重し，節度をもって交際する。

８　その他

（１）　アルバイトは原則として禁止する。ただし，家庭の事情等で必要な場合には申し出ること。
（２）　運転免許証は，在学中には取得できない。
（３）　休日に学校施設を使用する場合は，事前に許可を得ること。
（４）　生徒心得は，風紀委員会で検討した内容を踏まえて、生徒議会、生徒指導部会、運営委員会、職員会議、ＰＴＡに報告し、検討して最終決定する。

図書館の利用について

図書館利用規定

開　館　時　間

昼放課　月～金曜日

放課後　火曜日・金曜日　ＳＴ終了後～16：55

＊上記以外の時間でも係職員が在室の場合は開館する。

利用上の注意

＊入室する時は，バッグ等の持物は所定のロッカーに置き，筆記用具・教科書類以外は持ち込まない。

＊館内では静粛にし，飲食をしたり，他人の迷惑になる行為はしない。

＊利用した図書は必ず元の位置に返し，使用した場所の環境整備に留意すること。

＊「館内」の標示のある図書については，利用は館内のみとして貸出をしない。

図書館の利用について

貸出期間　貸出日より２週間

貸出冊数　１人５冊

貸出上の注意

１　貸出については，貸出時間内に図書係を通じて行うこと。

２　同一図書を継続して借りたい場合は，必ず一度返却の手続をし，改めて貸出をうけるようにすること。

３　貸出・返却の手続は，必ず本人が行い，又貸しをしないこと。

４　返却期限は必ず守ること。

（返却については，開館時間外でも東入口のブックポストへ返却可能。）

試験週間・試験中の利用について

・試験週間･･･貸出は行わない

・試 験 中･･･閉館

長期休業中について

随時開館日を指定する。

なお，学校行事等で図書館を使用するときは，臨時閉館とし，その都度連絡する。

学習・授業等の目的で利用するときも，監督の先生のもとで，利用規定を守ること。

諸証明書の発行，諸届・諸願について

１　諸証明書の発行について

（１）　在学証明書，卒業証明書

事務室カウンターにある交付願による。

（２）　成績証明書，学生割引証，卒業見込証明書

担任に申し出る。交付願による。

（３）　通学証明書

学生証（通学定期券発行控）による。

ただし，知多バスの通学定期購入は学校で発行する証明を必要とする。

２　諸届・諸願について

（１）　自転車通学を希望するとき

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・自転車通学許可願

（２）　規定外の服装（所持品）を使用するとき

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・服装に関する許可願

（３）　学生証をなくしたとき

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・学生証再交付願

（４）　海外旅行をするとき

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・旅行届

（５）　学生割引証が必要なとき

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・学生割引証交付願

（６）　交通事故にあったとき

・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導連絡票（担任または学年生徒指導部に申し出る）

（７）　器物を破損したとき

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・破損届

（８）　遅刻したとき

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・入室許可（職員室）

（９）　早退するとき

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・早退届（職員室）

(10)　印刷物の発行，掲示，配布及び集会等

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・関係職員に申し出る

以上の諸届や願が必要な場合は，関係職員に申し出る。

生徒会会則

第１章 名 称

第１条 本会は愛知県立半田東高等学校生徒会と称する。

第２章 目 的

第２条 本会は，校訓「一心不乱」の精神のもと心豊かな人間形成をめざすとともに，本校における生活，学習及び部活動の充実に励み，ホームルーム間の生徒の諸活動の連絡調整をはかり学校行事等に積極的に参加し，伝統と校風の確立に寄与することを目的とする。

第３章 会 員

第３条 本会の会員は本校に在学する全生徒とする。

第４章 執 行 部

第４条 本会執行部は会長１名，副会長１名，書記２名，会計２名，議長１名，副議長若干名とし，任期は前期，後期のそれぞれ半年間とする。

第５条 会長は，立候補したもののなかから，会員が生徒会長選挙により選出する。

第６条 副会長，書記，会計，議長，副議長の選出は，下記の方法とする。

１ 会長は，室長，副室長，議員および会長の推薦者（２名以内）により構成する生徒会執行部選出会議を招集する。

２ 生徒会執行部選出会議は，副会長，書記，会計，議長，副議長を，室長，副室長，議員および会長の推薦者（２名以内）の中から，投票によって選出する。

第７条 本会執行部は生徒議会の運営，常任委員会の指導，その他の企画に当たる。

第８条 本会執行部はその企画した事項について，生徒議会の承認を得なければならない。

第９条 会長は生徒会を代表し，生徒議会を招集し，執行部会を主宰し，生徒議会及び執行部会の議決に基づいて会務を処理する。

第10条 副会長は会長を補佐し，会長不在または事故のあったとき，その職務を代行する。

第11条 書記は生徒会活動における必要な事項を記録し，生徒会に関する重要書類の保管にあたる。

第12条 会計は会計に関する事務を行う。

第５章 常任委員会

第13条 本会は文化・体育・図書・保健・美化・風紀・選挙管理の常任委員会を置く。

第14条 常任委員会は下記の委員によって構成される。

1 執行部の若干名

2 常任委員会の委員長，副委員長

3 各ホームルームの文化・体育・図書・保健・美化・風紀・選挙管理委員

第15条 常任委員会は常任委員長，副委員長を選出する。

第16条 常任委員会は執行部と協力して各種の行事を計画・実施する。

第17条 常任委員会は必要に応じてホームルームの関係委員を招集し，その活動に指導助言をする。

第６章 生 徒 議 会

第18条 生徒議会は本会の最高議決機関である。

第19条 生徒議会は議長，副議長と各ホームルームの議員2名、常任委員会の委員長、副委員長で構成する。議員の任期は前期，後期のそれぞれ半年間とする。

第20条 議長は議事を司会し，副議長はこれを補佐する。

第21条 生徒議会は総議員の３分の２以上の出席により成立し，議案は出席議員の過半数の賛成によって決定する。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第７章 顧 問

第22条 本会は若干名の顧問を置く。

第23条 顧問は生徒議会，執行部会に出席し，指導助言をする。

第８章 最高決定権

第24条 校長は本会の活動に関するすべての事項について最高決定権とその最終責任をもつ。

第９章 改 正

第25条 本会則の改正は生徒議会において総議員の３分の２以上の賛成によって可決する。

第10章 そ の 他

第26条 生徒議会運営規定，選挙管理規定は別に定める。

生徒会会長選挙規定

第１条 会長は会員の，投票により選出される。

第２条 選挙管理委員会は会長選挙に関して次の事務を行う。

１ 選挙告示をする。

２ 投票用紙を作成し，開票及び結果の発表をする。

３ その他，選挙に関する必要事務を行う。

第３条 投票は無記名投票とし，最多得票者を当選とする。

第４条 立候補者が１名の場合，会員による信任投票を行い，有効投票の過半数を得たとき，信任とする。

第５条 第４条に示す立候補者が不信任となった場合，再度，選挙告示をし，会長立候補者を募集する。もし，一定期間内に立候補者がなかった場合，顧問は，生徒会執行部選出会議を招集し，室長，副室長，議員間の互選により，会長を選出する。

第６条 選挙管理委員会によって認定された会長は，校長の承認を経て，その任に当たる。

異常気象時における対応

１　特別警報について

気象台から，異常な現象が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に出される特別警報が発表された場合の対応は，以下のとおりとする。

（１）　登校以前に特別警報が発表された場合

ア　授業を行わず，休業にする。

イ　特別警報がその日のうちに解除された場合も，授業を行わない。

ウ　解除後の授業の開始については，きずなネットおよびにホームページにて連絡する指示に従う。

エ　上記ウの場合でも，自宅周辺や通学途上の状況に応じて，登校が危険なときや困難な場合は，登校しなくてよい。

（２）　登校後に特別警報が発表された場合

ア　即刻授業を中止し，生徒の安全を確保する。

イ　安全な状態になるまで，校内待機あるいは避難場所への移動を行う。

ウ　解除後は，安全に帰宅することが可能なものは帰宅させるが，そうでない者は引き続き校内で待機する。

２　暴風（雪）警報について

（１）　登校以前に暴風（雪）警報が発表された場合

ア　始業時刻２時間前までに警報が解除された場合は，平常どおり授業を行う。

イ　始業時刻２時間前以降午前 11 時までに警報が解除された場合は，原則として解除後２時間を経て授業を開始する。なお解除後の授業の開始については、きずなネットおよびホームページにて連絡する指示に従う。

ウ　午前 11 時以降も警報が継続されている場合は，当日の授業は行わない。

エ　上記ア，イの場合でも，自宅周辺や通学途上の状況に応じて，登校が危険なときや困難な場合は，登校しなくてよい。

（２）　登校後に暴風（雪）警報が発表された場合

ア　安全に帰宅できると判断した場合は，授業を中止して速やかに下校させる。

イ　安全な帰宅が困難と認められる場合は，校内に留め置き，安全を確保する。

３　大雨警報について

原則として，通常どおりの授業を行うが，生徒の安全確保に困難が予想される場合は，状況に応じて休業や授業の中止，速やかな帰宅や校内への留め置きなどの措置を行う。

交通ストの際の登校について

本校の教育を確保する立場から，下記の措置をとる。

1　始業時間は平常どおりとする。

大半の生徒は，1時間程度で徒歩又は自転車で学校に着けると考えられるので，必ず出校すること。

2　当日，通学に自転車を利用する際には交通安全に十分注意すること。

3　遠隔地で，どうしても出校できない生徒は，担任に連絡すること。

地震における心得

1　在校時

（1）　私語をせず先生の指示に従う

（2）　校舎内・体育館・武道場にいる場合は，建物の外へ避難しない。ただし，落下物に注意する。

（3）　教室内にいる場合は，机の下に身を隠す。

（4）　運動場にいる場合は，安全な場所に移動する。

（5）　建物から避難する場合は，先生の指示に従い，かばんを頭の上に乗せ，落ち着いて行動する。私語をしない。

（6）　避難場所へ移動したらクラス毎に整列し人員を確認する。（点呼）

（7）　負傷者等へは，臨機に対応する。

2　登下校時

（1）　地震の揺れを感じたら

①　周囲の状況を十分に確認して，「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。

②　バッグなどで頭を守る。

・屋根瓦，外壁，ガラス，看板の落下に注意するとともに，ブロック塀，電柱，電線，自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ，堤防決壊，液状化現象などにも注意が必要で，崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。

・自転車に乗っていたらすぐに降りる。

・橋や歩道橋の上にいる時は，動けるのなら早く渡りきる。

・バス・電車に乗っている時は，棚から荷物が落ちてこないか確認する
座っている時は，手すりや座席にしっかりつかまる。
立っている時は，手すりなどにつかまるか，つかまれない時はしゃがむ。

※大規模な災害時は「むやみに移動を開始しないこと」が重要です。最寄りの安全な場所へ移動したら，まずは混乱が収まるまで待機しましょう。「遠くの自宅より近くで待機」です。

（2）　地震の揺れがおさまったら

・崖や山崩れのおそれのある場所，河川，海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。

・徒歩や自転車を使用している場合は，最寄りの避難場所に行く。

・公共交通機関利用者は，乗務員の指示・誘導に従う。

・避難後，登校するか，帰宅するか，その場で待機するかは，状況を判断して安全な行動を選ぶ。

南海トラフ地震に関する緊急時の対応について

１　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合については，原則として，授業等の学校活動は平常どおりとする。

２　南海トラフ地震が発生する可能性が高まり，公的機関から防災の「準備行動」をとるよう指示が出た場合や「警戒宣言」が発表されるなどした場合については，以下のとおりにする。

（１）　在宅中の場合は，登校しない。

（２）　登下校の場合は，速やかに帰宅する。（ただし状況によっては学校または最寄りの避難地に避難する。）

（３）　在校中の場合は，学校の指示に従い速やかに下校する。（事情により下校できない場合は学校において保護する。）

３　上記２が解除された場合，翌日から学校を再開する。ただし，交通機関・通信手段の途絶により登校ができない場合は，安全が確保できるまで登校しなくてよい。

４　南海トラフ地震等大規模地震が起きた場合は，以下のようにする。

（１）　南海トラフ地震等大規模地震発生後，学校へ被害状況等を連絡する必要がある場合は，学校用伝言ダイヤルを使用する。

＊災害用伝言ダイヤルの録音方法

１７１→（ガイダンス）１→（ガイダンス）自宅の電話番号→（ガイダンス）録音

（２）　学校施設や周辺地域の被害で軽微で，十分な安全が確保され，主要交通機関，通信が復旧している場合は，学校のホームページ，Classi 等により学校再開日時を確認する。

（３）　被害が甚大な場合の休校措置期間，授業再開日時の伝達については，災害用伝言ダイヤルを利用する。

＊災害用伝言ダイヤルの再生方法

１７１→（ガイダンス）２→（ガイダンス）学校の電話番号→（ガイダンス）再生

１７１→（ガイダンス）２→（ガイダンス）自宅の電話番号→（ガイダンス）再生

弾道ミサイル発射によるＪアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合の対応について

１　Ｊアラートのミサイル発射情報が愛知県に発信された場合については，以下のようにする。

（１）　在宅中の場合は，自宅に待機する。

（２）　登下校中の場合は，近くの頑丈な建物の中または地下に避難し，できるだけ窓から離れたところで待機する。

（３）　在校中の場合は，学校の指示に従い速やかに避難体勢をとる。

２　上記１の後，ミサイル通貨情報または日本の領海外への落下情報が発信された場合については，学校のホームページ，Classi 等により学校再開日時を確認する。

３　上記１の後，日本の領土・領海内への落下情報が愛知県に発信された場合については，以下のようにする。

（１）　在宅中の場合は，自宅待機を継続する。

（２）　登下校中の場合は，周囲の安全に留意しつつ帰宅し自宅待機する。（ただし，状況によっては学校または最寄りの避難所に避難する。）

（３）　在校中の場合は，学校の指示に従い校内の安全な場所で待機する。

４　上記３の後，周辺地域の十分な安全が確保された場合は，学校のホームページ，Classi 等により学校再開日時を確認する。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付について

「災害共済給付制度」は、学校管理下で、生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金等の給付）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。本校では全員加入にご協力いただいております。

給付の対象となる学校管理下とは、各教科、部活動、登下校中、休み時間などです。

給付までの流れ

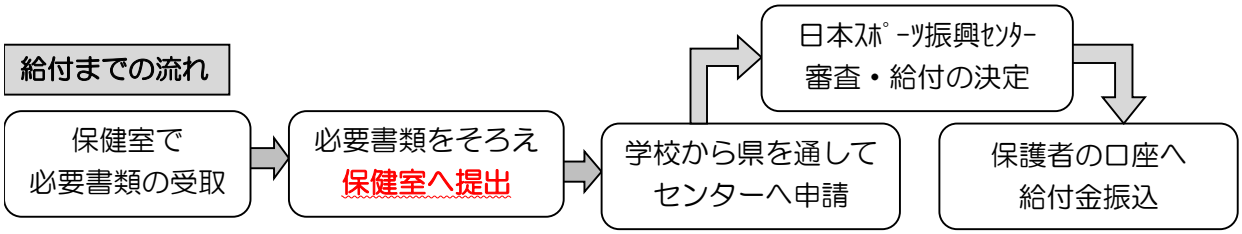

医療費請求に必要な書類

1　本人または保護者による記載が必要な書類

①災害報告書　　：災害発生状況等、可能な限り詳しく記入してください。
担任、教科担当または部顧問の印をもらってから保健室へ。

②債権者登録申請書：債権者登録をすることにより給付金の振込手数料が無料になります。

③高額療養状況の届：１ヶ月の医療費が 7,000 点以上かかった場合必要。

2　医療機関に記入をお願いする書類

④医療等の状況　　：治療を受けた医療機関等で証明してもらうための用紙。
月ごとに１枚。医療機関ごと(総合病院では科ごと)に１枚。
窓口でお願いしてください。医療機関が発行する**診断書は必要ありません。**

⑤調剤報酬明細書、⑥治療用装具明細書　等　：　必要に応じて提出。

※用紙を持参しても医療機関によっては、すぐに記入していただけない場合があります。医師等の都合を確かめてから証明をお願いするようにしてください。

請求に当たっての諸注意

1　災害共済給付を受ける権利は、災害発生日から２年間行われない場合、時効によって消滅します。

2　損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その価額の限度において給付を行いません。

3　医療保険内の治療で、治癒までに要した総医療費が５００点以上のものについて給付されます。また、初診から最長 10 年間給付が行われます。

ご不明な点は養護教諭までお問い合わせ下さい。０５６９－２９－１１２２（半田東高校・保健室）

もし自分の身近なところで相談しにくい場合は、「**学校外の相談機関**」があります。

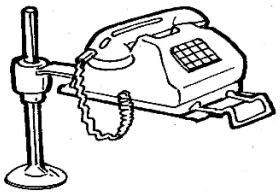

- 「いじめられている」「いじめている」
- 「家から外に出たくない」
- 「学校に行きたくない」
- 「人と触れ合うのがこわい」
- 「学校でしゃべれない」
- 「家庭がおもしろくない」「家庭で暴れてしまう」
- 「家庭で暴力を受けている」
- 「自分を傷つけたい」「絶望している」
- 「お金をおどしとられた」「物を盗まれた」
- 「携帯電話やインターネットのサイトで被害にあった」

少年サポートセンター半田
☎0569-23-2610 月～金　9時００分～１７時００分
いじめ、非行、少年犯罪の相談機関

知多児童・障害者相談センター
☎0569-22-3939　月～金　8時４５～１７時３０分
１８歳までの様々な問題に相談にのってくれます。気軽に相談してみよう。

医療機関（心療内科・神経科・内科等）
知多児童・障害者相談センターで紹介してもらおう。

子どもの人権１１０番
☎0120-007-110　月～金　8時３０分～１７時１５分
人権擁護委員・法務局職員による相談窓口

ヤングテレホン　愛知県警察本部少年課
☎052-764-1611 月～金　9時00分～17時００分
少年サポートセンター　被害少年相談
☎0120-7867-70 月～金　9時00分～17時００分

常滑警察署生活安全課少年係（常滑市）
☎0569-35-0110
東海警察署生活安全課少年係（東海市・大府市）
☎0562-33-0110
知多警察署生活安全課少年係（知多市）
☎0562-36-0110
半田警察署生活安全課少年係（上記以外の市町）
☎0569-21-0110

サイバー犯罪相談窓口　愛知県警察本部
☎052-951-1611(代)

愛知県知多県民生活プラザ　消費生活相談室
☎0569-23-3300

【その他】

愛知県総合教育センター「教育相談」
☎0564-83-9743 月～金　9時００分～17時00分

こども・家庭１１０番
☎052-953-4152 月～金　9時００分～17時00分

教育相談「こころの電話」（子どもSOSほっとライン２４）
☎052-261-9671　　２４時間

チャイルドラインあいち
☎0120-99-7777　毎日１６時００分～２１時００分

上記の件以外でも、
知多児童・障害者相談センター
☎ 0569-22-3939
に相談してみましょう。

各市町にも相談機関が開設されています。
各市役所・役場に問い合わせてください。

諸届・許可欄

月・日	こ と が ら	担 任 印 保 護 者 印 指 導 部 印
・		
・		